

教育基本法案帝國議會へ提出
の件

右謹て上奏し恭しく
聖裁を仰が併せて枢密院の議に付せられん
ことを請う。

昭和二十二年三月五日

内閣総理大臣吉田 茂

内閣

三

われらに、さきに、日本國憲法を確定し、民主的で文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しよとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一條 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的 社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、平和的 労と責任を重んじ、自主的精神に充ち、心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。

第二條 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するよう努めなければならない。

第三條 (教育の機会均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機会を與えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

第四條 (義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。國又は地方公共團體の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴收しない。

第五條 (男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであり、~~法律~~ によつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

ならない。

第六條 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、公体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならぬ。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない。

第七條 (社会教育) 家庭教育並びに勤労の場その他の社会において行われる教育は、國及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

國及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。

第八條 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政見を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條 (宗教教育) 宗教は社会生活の關係及び宗教に関する寛容の態度は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十條 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、國民に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條 (補則) この法律に掲げる諸條項を實現するために必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

裏面白紙

目下枢密院に御諮詢中の教育基本
法案帝國議會へ提出の件中別紙の
とおり訂正いたしたいと存じます。

内閣

別紙

教育基本法案の一部を次のように訂正する

第一條（教育の目的）中「國家及び社会」を「平和的な國家及び社会」に改め、「自主的精神に充ち、」を「自主的精神に充ちた」に改める。

第五條（男女共学）中「協力し合わなければならぬものである。従つて、」を「協力し合わなければならぬものであつて、」に改める。

第七條（社会教育）第一項中「勤勞の場」を「勤勞の場所」に改める。

第九條（宗教教育）第一項中「宗教と社会生活との関係及び宗教に関する寛容の態度は、」を「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、」に改める。

第十條（教育行政）第一項中「國民に対し」を「國民全体に対し」に改める。

「教育の目的」は、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的に
わかれらば、さきに、日本國憲法を確定し、民主的に文化的な國家を建設して、世界の平和と人類の
福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の實現は、根本において教育の力にまつべきもので
ある。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にし
てしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

ここに、日本國憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するた
め、この法律を制定する。

第一條 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、^{平和的な}國家及び社會の形成者として、真理と正義
を愛し、個人の價値をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ち、心身ともに健康な國民
の育成を期して行われなければならない。

第二條 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機會に、あらゆる場所において實現されなければ

参照

(朱記のどおり訂正)

教育基本法



ならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即し、自發的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢獻するように努めなければならない。

第三條 (教育の機會均等) すべて國民は、ひとしく、その能力に應ずる教育を受ける機會を與えられなければならないものであつて、人種、信條、性別、社會的身分、經濟的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

國及び地方公共團體は、能力があるにもかかわらず經濟的理由によつて修學困難な者に對して、獎學の方法を講じなければならない。

第四條 (義務教育) 國民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

國又は地方公共團體の設置する學校における義務教育については、授業料は、これを徴收しない。

第五條 (男女共學) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共學は、認められなければならない。

第六條 (學校教育) 法律に定める學校は、公の性質をもつものであつて、國又は地方公共團體の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める學校の教員は、全體の奉仕者であつて、自己の使命を自覺し、その職責の遂行に努

めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない。

第七條 (社會教育) 家庭教育^{及び}勤勞の場^{その他}社會において行われる教育は、國及び地方公共團體によつて獎勵されなければならない。

國及び地方公共團體は、圖書館、博物館、公民館等の施設の設置、學校の施設の利用その他適當な方法によつて教育の目的の實現に努めなければならない。

第八條 (政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める學校は、特定の政黨を支持し、又はこれに反對するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九條 (宗教教育) 宗教^{及び}社會生活の關係^{及び}宗教に關する寛容の態度は、教育上これを尊重しなければならない。

國及び地方公共團體が設置する學校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。



第十條 (教育行政) 教育は、^{全体} 不當な支配に服することなく、國民に對し直接に責任を負つて行われべきものである。 四

教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸條件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一條 (補則) この法律に掲げる諸條項を実施するために必要がある場合には、適當な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。